

「トレーラーハウスの窓口」をひとつに。
トレーラーハウスデベロップメントはお客様をトータルサポートします。



事故発生時は下記までご連絡ください

03-6206-2641

月～金 9:00～18:00

トレーラーハウスデベロップメント株式会社
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-5 9F
<https://trailer-house.co.jp> webサイトはこちら ▶



事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

 **0120-720-110**

受付時間：24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



保険に関するお問合せは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間：平日・土日祝 9:00～18:00（年末・年始を除く）

お問い合わせ先

〔取扱代理店〕

株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO

池袋支店 池袋支社

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル30階

TEL: 03-6907-4622

〔引受保険会社〕

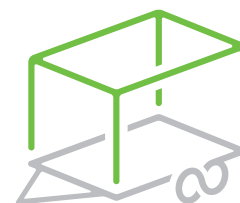
東京海上日動火災保険株式会社

北東京支店 マーケット開拓第二チーム

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル30階

TEL: 03-5985-0758

2023年12月作成



トレーラーハウス保険

TRAILER HOUSE INSURANCE

2年間の
保険付き

移動しても
保険は継続
されます

ご購入いただいたトレーラーハウスの
不測かつ突発的な事故を補償します



次の車検まで安心！

2年間の保険付きトレーラーハウス

ご購入いただいたトレーラーハウスのこんな事故を補償します。

不測かつ突発的な事故により保険の対象物に生じた損害が保険金のお支払い対象となります。

お支払いの対象となる事故例

火災	落雷	破裂・爆発	風災、雹災、雪災	盗難	煙害、給排水管の事故による水濡れ
					
運送中の衝突・脱線・転覆などの事故	航空機の墜落、航空機からの落下物による事故	トレーラーハウスの倒壊	その他の不測かつ突発的な事故による破損		

保険責任期間

- 保険責任期間は引渡し日から2年間です。
- 2年経過した後に発生した事故は、保険金のお支払い対象となりません。
- 2年経過後、保険の継続をご希望の場合はパンフレット裏面の取扱代理店までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 保険の対象とした商品に加工を施した場合における加工着手に生じた損害
- 保険の対象とした商品を引き渡した後に納めた物、据え付けた物に生じた損害
- 保険の対象とした商品に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 保険の対象とした商品の自然の消耗または劣化によってその部分に生じた損害
- 保険の対象とした商品の性質による変色、変質、さび、かび等によってその部分に生じた損害
- 保険の対象とした商品のかしによって生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって生じた損害。
(ただし、火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- サイバー攻撃に起因する損害。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ・ サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合
 - ・ 保険契約者または被保険者が個人(個人事業主を除きます。)の場合

等

お支払いする保険金

1 損害保険金

保険の対象(ご契約の対象となるトレーラーハウス)について発生した損害について損害保険金をお支払いします。

- 損害額は、時価額にもとづき算定します。
- お支払いする損害保険金は、保険金額(ご契約金額)を限度とします。
(ただし、保険金額(ご契約金額)が時価額を超える場合は、時価額を限度とします。)

<お支払いする損害保険金>

全損(全部損害)の場合… 時価額または保険金額(ご契約金額)のいずれか低い額をお支払いします。

分損(一部損害)の場合… 通常の修理費用を損害額とし、免責金額(自己負担額)を控除してお支払いします。ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除したものを損害額とします。
なお、保険金額(ご契約金額)が時価額に満たない場合は以下の計算式により損害保険金を算出します。

$$\text{損害保険金} = \left(\text{損害額} - \text{免責金額(自己負担額)} \right) \times \frac{\text{保険金額(ご契約金額)}}{\text{時 価 額}}$$

- 保険金のお支払いが何回あっても保険金額(ご契約金額)は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額(ただし、保険金額(ご契約金額)が時価額を超える場合は、時価額とします。)に相当する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。

2 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、保険の対象(ご契約の対象となるトレーラーハウス)の残存物の取片づけ費用をお支払いします。

- 次の計算式による金額を限度として、実際に支出した費用をお支払いします。

$$\text{残存物取片づけ費用保険金限度額} = \text{損害保険金} \times 10\%$$

- 残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額(ご契約金額)を超過する場合にもお支払いします。

3 損害拡大防止費用

保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。

- 保険金額(ご契約金額)または時価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。